

社会福祉法人祥風会  
指定短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)事業所  
運営規程(憩いの里)

**第1条(事業の目的)**

社会福祉法人祥風会が運営する介護老人福祉施設(以下「本体施設」という。)に併設する指定短期入所生活介護事業所(以下「事業所」という。)が行う指定短期入所生活介護事業及び介護予防短期入所生活介護事業(以下「事業」という。)の適正な運営の確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者又は要支援者が、その心身の状況により、もしくはその家族が社会的、私的等の理由で介護するのに困難となった場合、又はその家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るために、居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象にこの事業サービスを提供する。

**第2条(事業の方針)**

- 1 この事業は利用者が、この事業所に一時的に短期入所した場合でも、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行い、利用者の心身機能の維持並びにその家族の介護負担の軽減を図る。
- 2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

**第3条 (事業所の名称及び所在地)**

事業を行う事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- (1)名 称 特別養護老人ホーム 憩いの里  
(2)所在地 茨城県土浦市高岡2315番地

**第4条(職員の職種、員数、及び職務内容等)**

事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容等は次の通りとする。

- (1)管理者 1名(常勤、本体施設長が兼務する。)  
事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。  
虐待防止に関する措置を適切に実施するための統括責任者(担当者)
- (2)医 師 1名(嘱託も可とする)  
利用者の健康管理、療養上の指導も行う。
- (3)生活相談員 1名以上(本体施設兼務も可)  
利用者の生活相談、苦情への対応、処遇の企画や実施等行います。
- (4)介護支援専門員 1名以上(本体施設兼務も可)  
利用者の施設サービス計画作成に従事する。
- (5)看護職員 2名以上(本体施設兼務も可)  
医師の指示を受けて利用者の看護、利用者の日常生活上の機能訓練を行う。
- (6)介護職員 4名以上(本体施設兼務も可)  
利用者の日常生活の介護、指導及び援助業務を行う。

(7)機能訓練指導員 1名以上(本体施設兼務も可)

機能訓練指導員は利用者の日常生活上の機能訓練を行う。

(8)栄養士 1名以上(本体施設兼務も可)

給食管理、利用者の栄養指導を行う。

#### 第5条(利用定員等)

利用定員は10人とする。又、別に本体施設の居室の空床を利用しこの事業を行う。

#### 第6条(事業内容及び利用料等)

1 事業内容は次の通りとし、事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示の額とし、当該事業が法定代理受領サービスである時は介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

(1)入浴、食事、排泄等の日常生活上の介護サービス。

(2)離床、着替え、整容等の日常生活動作上の機能改善、維持のサービス。

2 前項の費用のほか、次の各号に掲げる費用の実費相当を利用者から受け取ることができる。

##### 別紙料金のとおり

(1)食費・居住費

(2)送迎に関する費用 (厚生大臣が定める場合を除く。)

(3)理美容代

(4)その他 日常生活において、通常必要となる費用で、利用者負担が適当と認められる費用

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に説明をした上で支払いに同意を受けることとする。

#### 第7条(通常の送迎の実施範囲)

通常の送迎の実施範囲は土浦市、つくば市とする。

#### 第8条(サービス利用にあたっての留意事項)

施設の円滑な運営かつ事業の適正な運営を図るために、利用者又はその家族に対し、社会福祉法人利用上の注意事項等(別紙事項)を事前に説明し、同意を受けるものとする。

#### 第9条(緊急時における対処方法)

事業所の従事者等は事業を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族介護者に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

#### 第10条(非常災害対策)

事業所は消防法第8条の規定により防火管理者を置く。又、防火管理者を中心に防災計画を策定し、自衛消防隊を組織し、定期的に防火設備の点検並びに総合訓練及び部分的に通報、消火、避難誘導、救護その他必要な訓練を行い災害の予防、防止及び人命の安全を図る。

#### 第11条(損害賠償・事故発生時の対応)

1 施設は、当該事業利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び入所者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議する。

- 2 施設は、当該事業利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとする。ただし、施設及び職員の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。
- 3 事故発生防止のために委員会を設置し、指針に基づき安全管理の徹底を行い、定期的(年2回以上)に施設内研修を実施する。

#### 第12条(その他運営について留意事項)

- 1 事業所は従業者の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。
  - (1)採用時研修 採用後1ヶ月以内
  - (2)継続研修 年1回 以上
- 2 事業所は、施設、給食等の設備、食器等の備品、又は飲用水、飲食物について、衛生的な管理に努め感染症が発生、蔓延しないよう必要な措置を講ずる。
- 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 5 事業所は、この事業を行うため、利用者に対するサービスの提供に関する記録等を整備し、サービスを提供した日から5年間保存する(ケース記録、利用者負担金徴収簿、その他必要な記録、帳簿等)
- 6 省令37号128条の取扱方針に従って適切に運営する。

#### 第13条(ハラスメントの防止)

- 1 職場内のパワハラ、セクハラだけでなく、利用者からのもの(カスタマーハラスメント)も防止の対象となる。
- 2 方針の明確化及び従業者への周知・啓発、相談・対応のための体制の整備。
- 3 顧客等からの著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)防止のための相談・対応の為の体制の整備、被害者への配慮、被害防止の為の取組みを行う。

#### 第14条(事業継続計画の策定)

- 1 事業所は感染症や非常災害の発生時において、入居者が継続して指定介護老人福祉施設サービスの提供を受けられるよう、指定介護老人福祉施設サービス提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制での早期の業務の再開を図るための計画を策定するとともに、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じる。
- 2 事業所は従業者に対し事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及訓練を定期に実施するよう努める。
- 3 事業所は定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画の変更を行う。

#### 第15条(感染症の予防及びまん延の防止のための処置)

- 1 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるように努める。
  - 2 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)をおおむね6月に1回以上開催する。その結果を

従業者に周知徹底する。

- 3 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 4 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

#### 第16条(虐待の防止のための措置に関する事項)

- 1 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努める。
- 2 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を定期的に開催するとともにその結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 3 事業所における虐待防止のための指針を整備する。
- 4 従業者に対し、虐待防止のための研修を年2回以上実施する。
- 5 虐待防止の措置を講じるための統括責任者(担当者)を置く。
- 6 事業所は、サービス利用中に、当該事業所従業者又は養護者(入居者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに相談・通報などの適切な対応を行う。また市町村が行う調査への協力も行う。

#### 第17条(その他)

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。